

大規模事故編

目 次

大規模事故編

第1章 総 則

- 第1節 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-1- 1
- 第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-1- 2

第2章 大規模事故対策

- 第1節 大規模火災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-2- 1
- 第2節 危険物等事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-2- 5
- 第3節 油等海上流出事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・ 大-2- 8
- 第4節 航空機事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-2-11
- 第5節 鉄道事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-2-14
- 第6節 道路事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-2-16
- 第7節 海上事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大-2-18
- 第8節 放射性物質事故災害対策・・・・・・・・・・・・・・ 大-2-20

第 1 章 総 則

第1節 目的

1 計画の目的

習志野市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震災害、風水害等の自然災害に備えて必要な防災活動を定めたものである。しかし、近年、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、社会的要因による大規模な事故に対しても、市の機能をあげて対応することが求められるようになってきた。

そこで、大規模な事故に対する応急対策を充実強化するために地域防災計画（大規模事故編）を策定し、大規模事故に対する措置を定めることにより、市民等の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

2 対象とする災害

大規模事故として想定する災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものをいう。

習志野市で発生すると予想される大規模事故は、次のとおりである。

なお、次に想定されていない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画を適用する。

■予想される大規模事故

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 大規模火災 | ② 危険物等事故災害 |
| ③ 油等海上流出事故災害 | ④ 航空機事故災害 |
| ⑤ 鉄道事故災害 | ⑥ 道路事故災害 |
| ⑦ 海上事故災害 | ⑧ 放射性物質事故災害 |

第2節 基本方針

1 基本方針

大規模事故は、風水害、地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網が機能している。

また、住民生活への影響は大きくはなく、事故そのものへの対応が中心となる。そこで、大規模事故災害への基本的な方針を次のように定める。

■大規模事故災害への基本方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 一刻も早く人命救助と二次災害の防止をすること(2) 正確な情報を収集し、事故の影響から住民の安全を図ること(3) 被災した住民等へ必要な支援を行うこと |
|---|

2 対策の実施者

大規模事故災害の対策は、原則として事故の原因者、所管施設の所有者、管理者、占有者、及び警察、消防が中心となり消火・救助・救急活動、二次災害の防止活動を実施する。

市においては、消防本部を中心に消火、救助、救急活動を実施するが、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

なお、大規模事故編に定められていない事項については、習志野市地域防災計画（風水害等編）に定めるところにより対応する。

3 防災体制

(1) 基本的な対応

大規模事故が発生し、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶ恐れのある場合は、危機管理課が情報収集体制をとり、情報の収集に当たる。

災害の状況により、危機管理課だけでは対応が困難で、かつ各部局からの応援が必要な場合は、危機管理監の判断により警戒配備（風水害等編応急対策計画第1節「災害応急活動体制の確立」準用）をとり、必要な対応に当たる。

(2) 関係機関からの情報収集

大規模事故発生情報を消防本部、警察署等から入手した場合は、危機管理課が情報収集体制をとり、関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に職員を派遣し、状況の把握に努める。

(3) 警戒配備及び災害対策本部への移行

情報収集の結果、市で対応する必要がある場合は、危機管理監の判断により警戒配備に移行し、

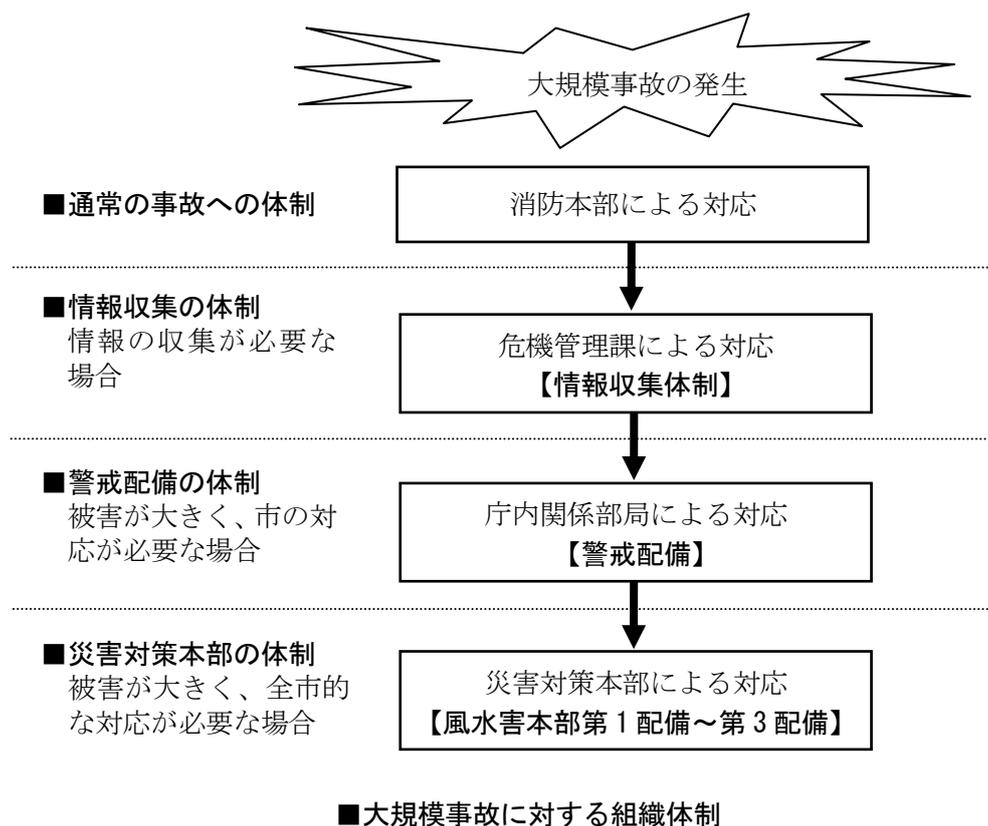
《総則》2 基本方針

必要な職員の動員を指示する。

また、被害が大きく、全市的な対応が必要な場合は、危機管理監からの進言に基づき、市長の判断により災害対策本部を設置して対応に当たる。

(4) 組織及び運営

対応に当たる組織や運営等については、風水害等編応急対策計画第1節「災害応急活動体制の確立」に定めるところによる。



(5) 現地調整所の設置

災害現場において現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、県と連携して現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

4 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害等編応急対策計画第1節「災害応急活動体制の確立」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策

第1節 大規模火災対策

1 基本方針

大規模な延焼火災やビル火災等による多数の死傷者等の発生を防止し、また災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び火災発生時の応急対策について定める。

2 予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 建築物不燃化の促進	○都市整備部、消防本部
2. 防災空間の整備・拡大	○都市整備部、環境部
3. 市街地の整備	○都市整備部
4. 火災に係る立入検査	○消防本部
5. 建築物の防火対策	○消防本部
6. 大規模・高層建築物の防火対策	○消防本部
7. 文化財の防火対策	○生涯学習部、消防本部
8. 消防組織及び施設の整備拡充	○消防本部

(1) 建築物不燃化の促進

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策を図る。

1) 建築物の防火規制

- ① 防火地域及び準防火地域の指定
- ② 屋根不燃区域の指定
- ③ 特殊建築物（不特定多数の人が利用する店舗等）に対する是正指導や防災査察

2) 都市防災不燃化促進事業

(2) 防災空間の整備・拡大

火災の延焼を防止するためのオープンスペース等、防災空間の整備・拡大するために次の対策を行う。

1) 緑地保全区域の指定

2) 都市公園への防災施設の整備、火災に強い樹木の植栽

3) 街路の整備

(3) 市街地の整備

住宅密集地における集中的な被害を防ぐため、都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業や市街地再開発事業等を実施するときは、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

(4) 火災に係る立入検査

火災を未然に防止するため、消防法、火災予防条例等に基づき予防査察を行う。

《大規模事故対策》1 大規模火災対策

(5) 建築物の防火対策

- 1) 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。
- 2) 特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。
- 3) 火災警報器等の設置
消防法に基づき住宅用火災警報器等の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段等)へ住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備が適正に設置されるよう、普及・促進に努める。

(6) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。よって、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、(5)「建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

- 1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ① 高水準消防防災設備の整備
 - ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ③ 防災センターの整備
- 2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

(7) 文化財の防火対策

文化財の所有者又は管理者に対して、下記事項を指導する。

- 1) 消防設備の設置・整備
 - ① 消火器、消火設備、動力消防設備、ドレンチャー設備等の設置
 - ② 自動火災報知設備、漏電火災警報器等の設置
- 2) 防火管理
 - ① 定期的な巡視と監視
 - ② 危険箇所について消防機関から指導を受ける。
 - ③ 防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画の作成
 - ④ 毎年1月26日を文化財防火デーとして、消防本部と教育委員会(学校教育部・生涯学習部)等の協力のもと文化財建造物の消防訓練を行う。

(8) 消防組織及び施設の整備拡充

消防職員や消防団員の確保及び消防施設等の整備拡充に努める。

3 応急対策

【対策の項目・担当】

項目	担当（○主務）
1. 情報収集・伝達体制	○本部事務局
2. 消防活動	○消防本部
3. 救助・救急活動	○消防本部、本部事務局
4. 交通規制	○習志野警察署、都市整備部、千葉土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所
5. 避難	○本部事務局、消防本部、消防団、学校教育部、生涯学習部、保健福祉部、協力部、習志野警察署
6. 救援・救護活動	○市民経済部、企業局
7. 広報活動	○本部事務局、企画政策部

(1) 情報収集・伝達体制

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から随時、県に報告する。

(2) 消防活動

速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急活動

火災現場において迅速に救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請するとともに、民間からの協力等により、救助・救急活動に必要な資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

習志野警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、適切な交通規制を図る。

(5) 避難

火災が拡大し危険な区域に対し、避難の勧告又は指示等を迅速かつ確実に伝達する。

消防団、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会は、避難誘導を行うに当たっては、避難場所・避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他に関する情報の提供に努める。

また、避難勧告及び避難誘導等は、習志野警察署と連携して実施する。

なお、活動にあたっては、避難誘導の実施者の安全を確保するよう配慮する。

(6) 救援・救護活動

被災者の状況に応じて必要な場合は、飲料水、食料、生活必需品等を供給し、必要に応じた医療救護活動を実施する。

なお、活動内容等については、風水害等編応急対策計画第12節「医療・救護対策」及び第14

《大規模事故対策》1 大規模火災対策

節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

(7) 広報活動

火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な手段により広報活動を行う。

また、必要に応じて市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第2節 危険物等事故災害対策

1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び災害発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

2 予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. <u>立入検査</u>	○消防本部
2. <u>事業所防災対策の強化</u>	○消防本部
3. <u>消防体制の強化</u>	○消防本部

(1) 立入検査

消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

(2) 事業所防災対策の強化

危険物施設の管理者等に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備の設置、防災訓練・防災教育等を指導する。

(3) 消防体制の強化

消防本部は、危険物施設及び取扱う危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの的確な火災防災計画の作成に努める。また、隣接市との相互応援体制を強化する。

3 応急対策

【対策の項目・担当】

項目	担当（○主務）
1. 情報収集・伝達体制	○本部事務局
2. 消防活動	○消防本部
3. 救助・救急活動	○消防本部、本部事務局
4. 交通規制	○習志野警察署、都市整備部、千葉土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所
5. 避難	○本部事務局、学校教育部、生涯学習部、消防本部、協力部、保健福祉部、消防団、習志野警察署
6. 救援・救護活動	○市民経済部、企業局
7. 広報活動	○本部事務局、企画政策部

(1) 情報収集・伝達体制

消防本部は被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から随時、県に報告する。

(2) 消防活動

速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急活動

事故現場において迅速に救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請するとともに、民間からの協力等により、救助・救急活動に必要な資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

習志野警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、適切な交通規制を図る。

(5) 避難

火災等が拡大し危険な区域や有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難の勧告又は指示等を迅速かつ確実に伝達する。

消防団、自主防災組織、町会・自治会等は、避難誘導を行うに当たっては、避難場所・避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他に関する情報の提供に努める。

また、避難勧告及び避難誘導等は、習志野警察署と連携して実施する。

なお、活動にあたっては、避難誘導の実施者の安全を確保するよう配慮する。

(6) 救援・救護活動

被災者の状況に応じて必要な場合は、飲料水、食料、生活必需品等を供給し、必要に応じた医

《大規模事故対策》2 危険物等事故災害対策

療救護活動を実施する。

なお、活動内容等については、風水害等編応急対策計画第 12 節「医療・救護対策」及び第 14 節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

(8) 広報活動

危険物の漏えい状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な手段により広報活動を行う。

また、必要に応じて市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第3節 油等海上流出事故災害対策

1 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

■業務の大綱

- 1) 防災関係機関及び住民への情報提供
- 2) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- 3) 漂着油の除去作業等
- 4) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 5) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- 6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告又は指示
- 7) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- 8) 油防除資機材の整備
- 9) 回収油の一時保管場所等の調査協力

2 予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 広域的な活動体制	○危機管理課
2. 油防除作業体制の整備	○危機管理課、消防本部

(1) 広域的な活動体制

県及び国等の各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう、緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

(2) 油防除作業体制の整備

県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の整備に努める。

3 応急対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 防除方針	○本部事務局、海上保安部、県
2. 情報収集・伝達体制	○本部事務局、消防本部
3. 警戒区域の設定・避難	○本部事務局、学校教育部、生涯学習部、消防本部、協力部、保健福祉部、消防団、習志野警察署
4. 流出油の防除措置	○本部事務局、環境部
5. 広報活動	○本部事務局、企画政策部
6. 環境保全等に関する対策	○環境部
7. 油回収作業実施者の健康対策	○保健福祉部、習志野健康福祉センター（保健所）、習志野市医師会
8. 補償対策	○本部事務局

(1) 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

(2) 情報収集・伝達体制

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又は発生のおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの海上保安部及び県に報告する。

(3) 警戒区域の設定・避難

沿岸付近にいる市民等に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域の設定及び立入制限を実施し、現場の警戒並びに付近にいる市民等に対する避難の勧告又は指示等を伝達する。

(4) 流出油の防除措置

漂着油により海岸が汚染され、又は発生のおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じて回収油の保管場所の確保に努める。

(5) 広報活動

事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービス等による広報活動を行う。

また、市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

(6) 環境保全等に関する対策

県と連携して油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。特に、ラムサール条約に登録している谷津干潟については、管理をしている環境省

《大規模事故対策》3 油等海上流出事故災害対策

と連携し、環境の保全に努める。

- 1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等の防災関係機関へ通報する。
- 2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- 3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(7) 油回収作業実施者の健康対策

習志野健康福祉センター（保健所）及び習志野市医師会等に協力を要請して、被災地における健康対策を実施する。

(8) 補償対策

1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、市が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、市が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる

第4節 航空機事故災害対策

1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の拡大防止及び軽減を図るため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

2 予防対策

【対策の項目・担当】

項目	担当（○主務）
1. 情報連絡体制の整備	○危機管理課

(1) 情報連絡体制の整備

市は、関係機関と連携し、航空機事故災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

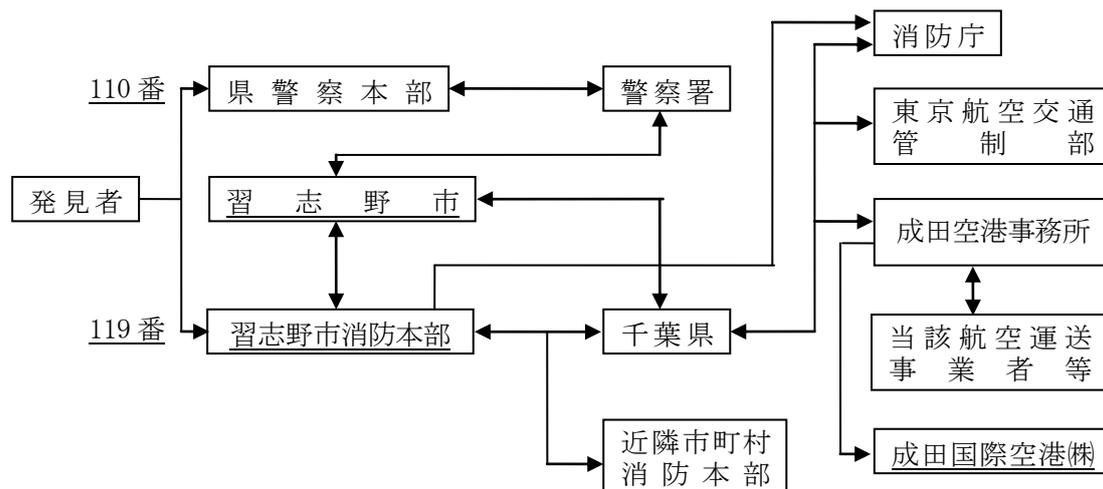
3 応急対策

【対策の項目・担当】

項目	担当（○主務）
1. 情報収集・伝達体制	○危機管理課
2. 消防活動	○消防本部
3. 救助・救護活動	○消防本部、保健福祉部、習志野市医師会、 習志野市歯科医師会、習志野健康福祉センター（保健所）
4. 遺体の収容	○保健福祉部
5. 交通規制	○習志野警察署、都市整備部、千葉土木事務所、葛南土木事務所、 千葉国道事務所
6. 避難	○危機管理課、学校教育部、生涯学習部、消防本部、 協力部、保健福祉部、消防団、習志野警察署
7. 防疫・清掃	○保健福祉部、環境部、習志野健康福祉センター（保健所）
8. 広報活動	○危機管理課、企画政策部
9. その他支援	○危機管理課、保健福祉部

(1) 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を関係機関及び県に連絡する。なお、発生地点が明確な場合の連絡系統は、次のとおりである。



■情報連絡系統図

(2) 消防活動

消防本部は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行い、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救護活動

消防本部は、乗客、地域住民を救助するため必要な部隊を編成し、担架等必要な資機材を投入して救助活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場付近に応急救護所を設置し、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後、市内救急告示病院又は市外の災害拠点病院等に搬送する。

(4) 遺体の収容

遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

(5) 交通規制

習志野警察署及び道路管理者は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行い、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。市は、防災行政無線等を通して広報に協力する。

(6) 避難

航空機事故災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難の勧告又は指示等を伝達するとともに、必要に応じて安全な地域の避難所を開設して収容する。

(7) 防疫・清掃

情報等により遭難機が国際線であることがわかった場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、風水害等編第3章第16節「清掃・障害物の除去」及び第3章17節「防疫・保健活動」の定めるところにより行う。

(8) 広報活動

事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス等による広報活動を行う。

また、市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

(9) その他支援

県、原因者等関係機関からの要請に基づき、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第5節 鉄道事故災害対策

1 基本方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

2 予防対策

【対策の項目・担当】

項目	担当（○主務）
1. <u>情報連絡体制等の整備</u>	○危機管理課、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社

(1) 情報連絡体制等の整備

東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社及び関係機関と、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努める。

3 応急対策

【対策の項目・担当】

項目	担当（○主務）
1. <u>情報収集・伝達体制</u>	○本部事務局
2. <u>消防活動</u>	○消防本部
3. <u>救助・救護活動</u>	○消防本部、保健福祉部、習志野市医師会、 習志野市歯科医師会、習志野健康福祉センター（保健所）
4. <u>交通規制</u>	○習志野警察署、都市整備部、千葉土木事務所、葛南土木事務所、 千葉国道事務所
5. <u>避難</u>	○本部事務局、学校教育部、生涯学習部、消防本部、協力部、 保健福祉部、消防団、習志野警察署
6. <u>広報活動</u>	○本部事務局、企画政策部

(1) 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

《大規模事故対策》5 鉄道事故災害対策

(3) 救助・救護活動

消防本部は、乗客、地域住民を救助するため必要な部隊を編成し、担架等必要な資機材を投入して救助活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場付近に応急救護所を設置し、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後、市内救急告示病院又は市外の災害拠点病院等に搬送する。

(4) 交通規制

習志野警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなど、的確な交通規制を図る。

(5) 避難

危険物事故により影響を受ける区域の住民に対し、避難の勧告又は指示等を伝達し、安全な地域の避難所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難所等を開設する。

避難誘導にあたっては、避難場所・避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

(6) 広報活動

事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス等による広報活動を行う。

また、市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第6節 道路事故災害対策

1 基本方針

市域の道路において、橋梁の落下、擁壁の崩落、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出により多数の死傷者を伴う道路事故災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

2 予防対策

【対策の項目・担当】

項目	担当(○主務)
1. 危険箇所の把握・改修	○都市整備部、千葉土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所
2. 資機材の保有	○都市整備部、千葉土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するため、平常時においても道路構造物の点検を行う。

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できるような体制を整備する。

3 応急対策

【対策の項目・担当】

項目	担当(○主務)
1. 情報収集・伝達体制	○本部事務局、都市整備部、千葉土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所
2. 救助・救護活動	○消防本部、保健福祉部、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野健康福祉センター(保健所)
3. 流出危険物等の拡散防止及び除去	○消防本部、環境部、都市整備部
4. 避難	○本部事務局、学校教育部、生涯学習部、消防本部、消防団、習志野警察署、保健福祉部
5. 広報活動	○本部事務局、企画政策部

(1) 情報収集・伝達体制

道路管理者は、道路事故災害によって多数の死傷者が発生したときは、習志野警察署、消防本部、国土交通省に通報する。

《大規模事故対策》6 道路事故災害対策

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から随時、県に報告する。

(2) 救助・救護活動

消防本部は、乗客、地域住民を救助するため必要な部隊を編成し、担架等必要な資機材を投入して救助活動にあたる。

負傷者が多数の場合は、災害現場付近に応急救護所を設置し、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後、市内救急告示病院又は市外の災害拠点病院等に搬送する。

事故現場からの救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

(3) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送業者及び市は、流出した危険物の防除活動を行う。

(4) 避難

市は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大防止を図るため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の伝達、避難の勧告又は指示等を伝達するとともに、必要に応じて安全な地域の避難所を開設する。

避難誘導にあたっては、避難場所・避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

(5) 広報活動

地域住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報を、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス等による広報活動を行う。

また、市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第7節 海上事故災害対策

1 基本方針

市域周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であつて、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び発生時の応急対策について定める。

ただし、油等の流出事故については、大規模事故編第2章第3節の定めるところによる。

2 予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当（○主務）
1. 各種予防対策	○第三管区海上保安本部、県
2. 資機材等の整備	○第三管区海上保安本部、千葉県水難救済会

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

(1) 各種予防対策

1) 航行船舶の安全確保

- ① 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- ② 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- ③ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

(2) 資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。
千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。

3 応急対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 情報収集・伝達体制	○本部事務局
2. 搜索・救助・救護活動	○消防本部、保健福祉部、習志野市医師会、 習志野市歯科医師会、習志野健康福祉センター (保健所)
3. 遺体の収容	○保健福祉部
4. 広報活動	○本部事務局、企画政策部

(1) 情報収集・伝達体制

海上災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、警察、海上保安本部等に連絡する。

市は、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から随時、県に報告する。

(2) 搜索・救助・救護活動

消防本部は、関係機関と連携・協力し、海岸地域において被災者の搜索・救助・救護活動を行う。

海域及び海岸地域において救助された負傷者等は救急告示病院に搬送する。

負傷者が多数の場合は、災害現場付近に応急救護所を設置し、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、市内救急告示病院又は市外の災害拠点病院等に搬送する。

(3) 遺体の収容

遺体を収容した場合は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

(4) 広報活動

地域住民等の民心安定のため、被害の状況等について防炎行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス等による広報活動を行う。

また、市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

第8節 放射性物質事故災害対策

1 基本方針

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県内においても様々な影響が及んだところである。

これらを受け、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の応急対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める「放射性物質事故対応マニュアル（千葉県）」によることとする。

なお、放射性物質事故対策における市の役割としては次のとおりである。

- 1) 住民等に対する原子力防災に関する広報及び職員に対する教育訓練に関すること
- 2) 県の緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること
- 3) 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること
- 4) 住民等に対する農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること
- 5) 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること
- 6) 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること

2 放射性物質事故の想定

(1) 放射性物質使用事業所における事故の想定

市内には放射性物質使用事業所はないため、人為的ミスや地震、津波等の自然災害等による漏洩が想定できるが、本市への直接的な影響は少ないものと想定する。

(2) 放射性物質の輸送中における事故の想定

放射性物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、放射性物質が県内を通過する可能性は大きい。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

(3) 他県事故に伴う本県への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県や茨城県に所在している。当該施設の事故発生時の影響範囲については、「原子力施設等の防災対策について（昭和 55 年 6 月 30 日原子力

《大規模事故対策》8 放射性物質事故災害対策

安全委員会決定)」において、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z : Emergency Planning Zone)」を施設から最大でも10km以内としており、両県とも範囲に入っていないため、市内への直接的な影響は少ないものと想定する。

(4) 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の種類や量等が不明確であるため、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

3 予防対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 放射性物質使用施設に係る事故予防対策	○当該施設管理者
2. 放射性物質取扱事業所の把握	○消防本部、危機管理課
3. 放射性物質事故発生時の体制整備	○消防本部、危機管理課

(1) 放射性物質使用施設に係る事故予防対策

放射性物質使用施設の管理者は、あらゆる事態を想定し事故防止に努める。

何らかの要因により放射性物質の漏洩等の放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合に、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制の整備に努める。

(2) 放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

(3) 放射性物質事故発生時の体制整備

市は、次の対策の実施を検討する。

- 1) 専門知識等に関する助言が受けられる体制
- 2) 情報収集・連絡体制の整備、通信手段の確保
- 3) 放射線モニタリング体制の整備
- 4) 緊急時被ばく医療体制の整備
- 5) 防護資機材の整備
- 6) 退避誘導體制の整備
- 7) 要配慮者の把握、情報提供体制の整備
- 8) 市民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制
- 9) 防災関係者への放射性物質事故の教育、住民への知識の普及、訓練の実施

4 応急対策

【対策の項目・担当】

項 目	担 当 (○主務)
1. 応急活動体制の確立	○本部事務局、消防本部
2. 情報の収集・伝達体制	○本部事務局、消防本部
3. 緊急時のモニタリング活動の実施	○環境部、市民経済部、都市整備部、企業局、県水道局
4. 消防活動	○消防本部
5. 避難等の防護対策	○本部事務局、学校教育部、生涯学習部、消防本部、消防団、習志野警察署、保健福祉部
6. 放射性物質等による汚染の除去	○当該事業所、環境部、都市整備部、消防本部
7. 広報活動	○企画政策部、本部事務局
8. 健康被害の調査	○保健福祉部、習志野市医師会、習志野健康福祉センター(保健所)
9. 飲料水・食料の摂取制限等	○本部事務局、市民経済部、保健福祉部
10. 広域避難者対応	○本部事務局、市民経済部

(1) 応急活動体制の確立

事故の状況に応じて速やかに職員を動員し、情報収集体制や必要に応じて警戒配備、災害対策本部を設置し、必要な体制をとる。

(2) 情報の収集・伝達体制

1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防本部及び国の関係機関に通報する。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等
- ⑥ その他必要と認める事項

2) 被害状況の報告

放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合は、市は、県、警察署、国等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から随時、県に報告する。

(3) 緊急時のモニタリング活動の実施

県が、必要に応じ関係部局による放射能モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行

《大規模事故対策》8 放射性物質事故災害対策

うなど放射性物質による環境への影響について把握した後、市はそれに必要な協力を行う。

モニタリング項目及び県への協力主体となる部署は次のとおりである。

- ① 大気汚染調査（環境部）
- ② 水質調査（環境部・企業局・県水道局）
- ③ 土壌調査（環境部）
- ④ 農林水産物への影響調査（市民経済部）
- ⑤ 食物の流通状況調査（市民経済部）
- ⑥ 市場流通食品検査（市民経済部）
- ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（市民経済部）
- ⑧ 工業製品調査（市民経済部）
- ⑨ 廃棄物調査（環境部・都市整備部）

※ その他、施設等の管理者は、必要に応じて大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

(4) 消防活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、必要に応じて災害現場においてモニタリングを実施し、市民や隊員の安全確保に努める。

(5) 避難等の防護対策

1) 退避施設の選定

住民への影響がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定し住民に周知を図る。

2) 退避誘導

放射性物質の影響等について専門家の指導及び助言を受け、影響を受ける区域の住民に対し「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

状況に応じて、安全な地域の避難所（待避施設）を開設し、退避誘導に当たっては、退避経路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。

(6) 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(7) 広報活動

地域住民等の民心安定のため、流出した放射性物質等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報を、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークングサービス等を通じて広報する。

また、市民相談窓口を設置し、住民等からの各種問い合わせに対応する。

(8) 健康被害の調査

住民等の健康被害について、習志野市健康福祉センター（保健所）等と協力して調査を行う。

(9) 飲料水・食料の摂取制限等

国及び県の指示、指導及び助言に基づき、住民の内部被ばくに対処するため、放射性物質により汚染又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取・出荷制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

(10) 広域避難者への支援

市域外から避難してきた広域避難者の支援については、県、避難元自治体及び県周辺自治体と連携・協力の上、受入体制を整え、滞在施設の提供、所在地情報の把握、その他の支援に努める。

5 復旧対策

【対策の項目・担当】

<u>項 目</u>	<u>担 当（○主務）</u>
1. <u>汚染された土壌等の除染等の措置</u>	<u>○環境部、都市整備部</u>
2. <u>各種制限措置等の解除</u>	<u>○環境部、市民経済部、企業局、県水道局、保健福祉部、習志野健康福祉センター（保健所）</u>
3. <u>被災住民の健康管理</u>	<u>○保健福祉部、習志野健康福祉センター（保健所）</u>
4. <u>風評被害対策</u>	<u>○環境部、市民経済部</u>
5. <u>廃棄物等の適正な処理</u>	<u>○環境部</u>

市民生活を早期に安定させるため、国や県と連携し、次の対策を実施する。

(1) 汚染された土壌の除染等の措置

国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

(3) 被災住民の健康管理

被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

(4) 風評被害対策

各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

(5) 廃棄物等の適正な処理

放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。